

あいち人権施策年次レポート

～2025 年度の取組～

愛知県県民文化局　人権推進課

「あいち人権施策年次レポート」作成の趣旨

本県では、2024年3月に策定した「あいち人権推進プラン」に基づき、様々な取組を推進しています。

この度、県民の皆様に対して、人権施策の実施状況を明らかにするとともに、本県の取組を周知し、全国に広めていくため、「あいち人権施策年次レポート」を作成しました。多くの皆様に資料としてご活用いただけましたら幸いです。

「あいち人権施策年次レポート」の構成

１「あいち人権推進プラン」の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２「あいち人権推進プラン」の評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

３ 特集・事例紹介
実施した施策や新規事業等について、プランで掲げる3つの施策目標ごとに取りあげます。
あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり＜包括性＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応＜多様性＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり＜交差性＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

別冊 「あいち人権推進プラン」関係施策実施状況（2025 年度）に関する評価
3つの施策目標ごとに施策の実施状況や評価をまとめています。

1 「あいち人権推進プラン」の概要について

プラン策定の背景

基本的人権は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。SDGs（持続可能な開発目標）といった国際的潮流や国内での制度・政策上の取組もあり、人々の人権問題に対する認知度や多様性を受け入れる姿勢は高まりつつあります。しかし、真の理解に基づいて人権が尊重されているかどうかは危うく、具体的な場での差別意識は残っていると思われます。そこで、2022（令和4）年4月に制定した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」 を踏まえ、さらには、日本国憲法や国際人権諸条約にもさかのぼりながら、ますます進む情報化社会において県民が無防備な人権侵害に晒されたり、取り残されることのないよう、また、県民が様々な人権課題に関する情報にアクセスすることを可能とし、人権擁護について身近に感じられる環境を整えるため、「あいち人権推進プラン」を策定することとしました。

プラン策定の基本的事項

趣　旨

2022（令和4）年に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本プランを策定しました。

位置づけ

本プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、企業等事業所、NPO、大学など、様々な活動主体の役割を示すとともに、こうした全ての主体が人権尊重の社会づくりを実践する上で参考となるプランとしました。

計画期間

2024（令和6）年度から 2028（令和 10）年度までの 5 年間とします。

策定方法

本プランの策定にあたり、愛知県人権施策推進審議会で専門的な意見を伺うとともに、様々な県民の声を幅広くお聴きするため、関係団体へのヒアリングや人権啓発キャラバンによるワークショップなどを行いました。

人権尊重の社会づくりに対する基本的な考え方

☑継続的な取組の推進と新たな問題への対応
☑個人の尊厳の確保と共生社会の実現
☑多種多様な取組の推進
☑県民の主体的な参加の促進
☑人権尊重の視点に立った行政の推進

【基本目標】

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

個人の尊重　一人一人をかけがえのない存在として認め合い、個人の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を尊重し、保護します。

多様性の承認　多様性に寛容なだけでなく、多様性のもたらす文化的・経済的・社会的な豊かさを積極的に活用していきます。

誰一人取り残されない社会　様々な視点を取り入れ、全ての住民が社会に参画する平等で公正な社会をめざします。

【施策目標】

施策目標1　あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり＜包括性＞

人権課題の解消に向けては、まず、人々の人権意識の向上を図り、包括的に人権侵害の未然防止を図っていかなければなりません。人権意識の向上は、人権啓発・教育によって人の深部に働きかける必要があり、国や市町村はもちろん、企業等事業所、NPO どの民間団体等とも協力しながら、地域社会等へ働きかけていきます。また、人権に関する相談に的確に対応するとともに、関係機関との連携を図ることにより、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりをしていきます。

施策目標2　一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応＜多様性＞

人権課題は多岐にわたり、課題がちがっていても共通した面がある一方で、課題ごとの個別性もあります。また、同じ人権課題であっても、一人一人、程度に差があったり、考え方のちがいによって、どのような対応を求めるかも様々です。こうした一人一人のニーズに応じた対応は、障害者の分野では合理的配慮という言葉で表されますが、それ以外のあらゆる人権課題においても求められます。また、近年、注目されているインターネットによる人権侵害や性的少数者、ヤングケアラーといった課題のほか、遺伝情報・ゲノム情報による差別といった新たな人権課題が次々に可視化されてきています。このように、人権課題も当事者のニーズも多様であることを踏まえ、一人一人に寄り添いながら対応していきます。

施策目標3　交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり＜交差性＞

被差別部落の女性や障害のある高齢者、性的少数者の外国人など、人権課題が交差している場合には、分野ごとの限定した枠組だけではなかなか解決できません。また、人権課題に対応する各機関や支援者においては、単独では対応し切れない場合があります。一方で、人権課題を抱える人たちは、分野は異なっていても、経験の類縁性によって、つながりが生まれる可能性があります。したがって、人権課題を抱える当事者同士も、人権課題に対応する各機関や支援者も、交差する人権課題を踏まえ、相互に認め合いながら、支え合っていけるような連携・協働の関係づくりを行っていきます。

【施策体系図】

基本目標：相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

施策目標	推進施策
1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり【包括性】	**愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等** 人権条例の普及啓発の推進、人権施策の総合的かつ計画的な推進 **人権教育・啓発の推進** 社会／学校等／企業等事業所における人権教育・啓発の推進、特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 **相談・支援体制等の充実** 人権に関する総合的な相談窓口の充実、相談機関等の情報提供の充実 **幅広い意見の把握** 人権に関する県民意識調査の充実、愛知県人権施策推進審議会の開催 県民との意見交換 **市町村に対する働きかけ** 市町村が行う人権施策への支援等、人権施策に関する計画等の策定の促進
2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】	**インターネットによる人権侵害** 教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進、モニタリングの推進、誹謗中傷等の被害者支援、他自治体と連携した取組の推進 **外国人** 多文化共生への理解促進、地域日本語教育推進体制づくり、教育機会の確保とキャリア教育の促進、暮らしを支える体制の強化、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進　等 **部落差別** 部落差別に対する理解の促進、学校教育での取組の推進、教育・啓発実施主体の連携・協力、隣保館活動の充実、就職・結婚等における差別の防止、えせ同和行為の排除の推進　等 **性的少数者** 安心して暮らせる環境づくり、企業等事業所の取組の推進、若者に向けた支援、ライフステージごとの課題への対応、県の事務事業における配慮 **子ども** 子どもの権利条約の普及啓発、いじめ対策等の推進、児童虐待防止の推進、青少年の健全育成の推進、ヤングケアラー支援の充実、被害を受けた子どもたちへの対策の推進、子育て支援の充実 **女性** 男女共同参画の理解の促進、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康づくりの支援、就業環境の整備・女性への就業支援、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **高齢者** 自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進、雇用・就労機会の確保、認知症対策の推進、高齢者虐待防止の推進 **障害者** 障害者差別解消の推進、あらゆる分野の活動への参加の推進、障害者虐待防止の推進、特別支援教育の充実、発達障害のある人／精神障害のある人に対する支援の充実、優生手術を受けた方に対する補償及び優生保護に係る人権問題に対する理解促進　等 **感染症患者等** ハンセン病回復者、HIV感染者、肝炎患者、新型コロナウイルス感染患者 **犯罪被害者等** 犯罪被害者等に対する理解の促進、途切れることのない支援の充実、性犯罪・性暴力被害者支援 **ホームレス** ホームレスに対する理解の促進、自立支援、ホームレスを生まない環境整備 **様々な人権課題への対応**
3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり【交差性】	**人権課題における交差性の理解促進** 交差性によって人権課題を捉える意義及び複雑かつ深刻であることの理解促進 **当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり** 分野や立場を超えた当事者等が連携・協働できる関係づくりの促進 **交差する人権課題への対応** 県の関係部局等が連携した支援及び施策の実施、国や市町村等との連携強化

プランの推進に向けて

＜期待する役割＞

本県においては、広域的な人権施策の実施、様々な主体との連携・協働の推進、国への要望、市町村への支援などを行っていきますが、人権尊重の社会づくりにおける様々な活動主体に対して、次の役割を期待します。

主　　体	役　　割
国	人権侵害行為の防止や人権侵害による被害者を救済するための制度の確立、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財源措置など
市町村	地域の実情に応じたきめ細かな人権啓発活動、住民に対する情報提供や相談対応など
その他の公的機関	各機関の専門性に応じ、行政や民間団体等と連携した取組など
NPO などの民間団体等	NPO などの民間団体は、各団体独自のノウハウや情報の蓄積、公的機関では築けないネットワークの構築、地域のニーズを的確に把握した活動など。また、労働団体は、労働者に対して人権啓発を行うとともに、労働者の人権を守ること
企業等事業所	労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守のほか、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策へ協力すること。
県民	家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力すること
大学	学生に対する啓発や活動支援、研究機関として行政や民間団体等への支援、各人権分野での人材の育成など
学校(小・中・高等学校) 幼稚園・保育所等	幼児児童生徒一人一人が互いにちがいを認め、相手を尊重して人間関係をつくる教育活動、発達段階に応じた人権教育など

＜プランの進行管理と適切な見直し＞

本プランに掲げる施策の実施状況について、「愛知県人権施策推進審議会」において評価を受けることとし、その結果を毎年度公表します。また、実施状況のほか、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、本プランの内容について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

＜実施状況の公表＞

県民に対して、人権施策の実施状況を明らかにするとともに、本県の取組を周知し、全国に広めていくため、「あいち人権施策年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNS などを使って積極的に情報提供することにより、取組を広く知らせるとともに、施策の効果があまり出ていない人権課題については、重点的に県民の意見等を伺い、改善に努めます。

2 「あいち人権推進プラン」の評価について

施策目標１　あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり【包括性】

1　実施状況、評価等

	2025 年度 実施施策数	①目標を上回って 達成した	②目標を達成した	③目標を達成 できなかった
愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等	3	1	2	0
人権教育・啓発の推進	66	0	65	1
相談・支援体制等の充実	5	0	4	1
幅広い意見の把握	3	0	2	1
市町村に対する働きかけ	4	0	3	1
計	81	1	76	4

（※）施策数には、再掲を含む。（以下同様）

	①目標を上回って達成した	③目標を達成できなかった
愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等	①人権施策推進本部 ［県民文化局］（P1）	
人権教育・啓発の推進		①人権教育啓発資料作成費 ［教育委員会］（P3）
相談・支援体制等の充実		②人権に関する総合的な相談窓口の設置 ［県民文化局］（P11）
幅広い意見の把握		③人権に関する県民意識調査 ［県民文化局］（P11）
市町村に対する働きかけ		④市町村人権啓発主管課長会議（再掲） ［県民文化局］（P12）

（※）ページ数は、「別冊」のものを示す。

2　目標の達成状況

(1) 目標を上回って達成したもの

施　策　名	目標の達成状況
①人権施策推進本部	関係部局において、プランの概念を踏まえ、各種施策を実施することができた。また、人権施策推進本部の見直しを行うことで、人権施策推進本部の機能強化を行い、体系的に全庁における人権施策の推進を図ることができた。

(2) 目標を達成できなかったもの

施策名	（上段）目標の達成状況/（下段）課題・改善点
①人権教育啓発資料作成費	啓発冊子を計画どおりに配布した。研修会のアンケートでは、冊子にある「教材を見たり聞いたりしたことがあるか」について「ある」が約 40%であり、目標は達成できなかった。
	市町村等へ 2 部ずつの配付を行っているが、多くの方へ周知させるには冊数が少ない。冊子についての周知を協力していただくため、継続して市町村等へ働きかけて行く必要がある。さらに、ホームページにも掲載されていることを、研修会資料にも掲載し周知をしていく。
②人権に関する総合的な相談窓口の設置	相談者に対し、概ね一般的な情報提供や助言、専門相談機関等の案内をすることができたが、事例の少ない分野に係る相談の際に、専門相談窓口の案内に手間取ることがあるなど、相談者に十分に応じられないものが一部あった。また、弁護士相談の利用が少なく、相談窓口の周知が不十分であった。
	事例の少ない分野を始め多様な相談に対応するため、相談員のレベルアップを図るとともに、関係機関と日頃から連携を密にする。また、弁護士相談や性的少数者電話相談の利用をより一層増やすために、関係機関に対して相談窓口の周知徹底を図る。
③人権に関する県民意識調査	企画展でパネル展示を実施し、調査について周知を図ったが、期間中の来場者が 721 名であり、目標の来場者数を上回ることができなかった。
	引き続き周知を図っていくとともに、2022 年度の調査結果について分析をし、2027 年度の調査に向け、調査項目の検討を行う必要がある。
④市町村人権啓発主管課長会議	市町村人権啓発主管課長会議において、県内市町村の人権施策の情報を集約して情報共有を図り、策定済みの市町村の事例を紹介することで、市町村の計画等策定の推進を支援することができたが、実際に策定に繋げることはできなかった。
	愛知県内における人権施策に関する計画等の策定状況は、依然として変わらないため、引き続き市町村人権啓発主管課長会議内で先行市町村の策定経緯や内容等を紹介するなどして、未策定の市町村に向けて働きかけを行う必要がある。

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞（案）

各局の施策により、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりが推進されていると認められるが、一部、県民に対する周知に課題があるなど、更なる充実を求められるものもあるため、改善を図りつつ、施策の実施に取り組まれたい。

各局等における研修や講演会などの実施により、学校、企業等事業所、特定の職業に従事する者等に対する人権教育・啓発の推進が図られており、また、イベントの開催などにより、条例の普及啓発等を始め、県民や事業者の理解を深めている。

さらに、施策を実施するなかで、幅広い意見の把握にも努めていることなどから、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりが推進されているものと評価できる。

ただし、人権施策の周知について目標に達していない施策があり、また、県内市町村における人権施策に関する計画の策定について、支援は行っているものの、実際の策定には繋げることができていないため、引き続き働きかけを行われたい。

施策目標２　一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

１　実施状況、評価等

	2025 年度 実施施策数	①目標を上回って 達成した	②目標を達成した	③目標を達成 できなかった
インターネットによる人権侵害	10	1	9	0
外国人	24	0	24	0
部落差別	38	0	36	2
性的少数者	8	0	8	0
子ども	64	0	64	0
女性	27	3	20	4
高齢者	21	0	21	0
障害者	46	0	43（※）	1
感染症患者等	6	0	6	0
犯罪被害者等	9	0	9	0
ホームレス	4	0	4	0
様々な人権課題への対応	12	1	11	0
計	269	5	255	7

（※）７月末時点での数値を目標としているため、現時点では、評価未実施のものが２件

	①目標を上回って達成した	③目標を達成できなかった
インターネットによる人権侵害	①インターネットによる人権侵害に係る他自治体との連携 ［県民文化局］（P14）	
部落差別		①人権教育啓発資料作成費（再掲） ［教育委員会］（P19） ②人権教育啓発資料作成費（再掲） ［教育委員会］（P23）
女性	②学校体育担当者会議 ［教育委員会］（P38） ③女性の活躍プロモーション事業費 ［県民文化局］（P38） ④企業応援事業費 ［県民文化局］（P38）	③あいち男女共同参画財団補助金 ［県民文化局］（P35） ④愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度 ［労働局］（P39） ⑤男女共同参画推進事業費（再掲） ［県民文化局］（P39） ⑥あいち男女共同参画財団補助金（再掲） ［県民文化局］（P39）
障害者		⑦中小企業応援障害者雇用奨励金の支給 ［労働局］（P47）
様々な人権課題への対応	⑤ハラスメントに関する知識の普及啓発 ［労働局］（P53）	

２　目標の達成状況

（1）目標を上回って達成したもの

施策名	目標の達成状況
①インターネットによる人権侵害に係る他自治体との連携	教育・啓発の推進とともに、2025 年４月１日に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、人権侵害情報の速やかな削除がなされるよう、インターネットの健全な利用促進に向けたより一層の取組を求めることなどの政府要望を行うとともに、大規模プラットフォーム事業者と意見交換を行うことで、インターネット上の誹謗中傷等の抑止に向けた取組の働きかけを行うことができた。
②学校体育担当者会議	アンケート調査を実施した結果、各研修会、講習会等において、９0%以上の受講者が「よく理解できた」「理解できた」等と回答をしたため、目標を達成したといえる。 ○県立学校等体育担当者会　99.4% ○県立学校等体育担当者研修会　97.5% ○小中学校体育担当者会議　98.9%
③女性の活躍プロモーション事業費	女性の活躍促進宣言企業数 3,417 社（2026 年３月末時点）
④企業応援事業費	あいち女性輝きカンパニー認証企業数 2,056 社（2026 年３月末時点）
⑤ハラスメントに関する知識の普及啓発	作成した啓発冊子を配布するとともに Web ページにも掲載し、ハラスメントに関する法令や指針について多くの県民に周知することができた。　労働講座については、受講後アンケートにおいて９割以上の参加者が「非常に参考になった」「参考になった」と回答しており、県民のハラスメントに対する理解を促進することができた。カスタマーハラスメントの防止については、専用 Web サイトやマニュアルを活用し、取組を推進することができた。

（2）目標を達成できなかったもの

施策名	（上段）目標の達成状況/（下段）課題・改善点
①人権教育啓発資料作成費（部落差別に対する理解の促進）	啓発冊子を計画どおりに配布した。研修会のアンケートでは、冊子にある「教材を見たり聞いたりしたことがあるか」について「ある」約４0%であり、目標は達成できなかった。
	市町村等へ２部ずつの配付を行っているが、多くの方へ周知させるには冊数が少ない。冊子についての周知を協力していただくため、継続して市町村等へ働きかけて行く必要がある。さらに、ホームページにも掲載されていることを、研修会資料にも掲載し周知をしていく。
②人権教育啓発資料作成費（啓発指導者の育成）	啓発冊子を計画どおりに配布した。研修会のアンケートでは、冊子にある「教材を見たり聞いたりしたことがあるか」について「ある」が約４0%であり、目標は達成できなかった。
	市町村等へ２部ずつの配付を行っているが、多くの方へ周知させるには冊数が少ない。冊子についての周知を協力していただくため、継続して市町村等へ働きかけて行く必要がある。さらに、ホームページにも掲載されていることを、研修会資料にも掲載し周知をしていく。
③あいち男女共同参画財団補助金（男女共同参画の理解の促進）	男女共同参画人材育成セミナーについては、目標人数をやや下回るものの、地域における女性の審議会等委員の登用率の上昇に寄与している。
	若年女性の受講が少ないため、より幅広い年齢層に関心を持たれるような工夫が求められる。
④愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度	実施計画どおりに実施したが、愛知県ファミリー・フレンドリー企業の新規登録数は 85 社であり、目標値を下回った。
	引き続き啓発リーフレットの配布、専用ウェブサイトでの登録企業の取組紹介などにより愛知県ファミリー・フレンドリー企業の普及拡大を図るとともに、目標値の見直しを行う。
⑤男女共同参画推進事業費	多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れるため、審議会委員への女性委員の登用を推進した結果、増加傾向にあるが、目標の達成には至っていない。
	あて職等の割合の多い審議会等において女性委員の登用が進みにくい状況が見られることから、他県の優良事例の共有等を通じ、登用率の低い部局への継続的な働きかけを行う。
⑥あいち男女共同参画財団補助金（政策・方針決定への女性の参画の拡大）	男女共同参画人材育成セミナーについては、目標人数をやや下回るものの、地域における女性の審議会等委員の登用率の上昇に寄与している。
	若年女性の受講が少ないため、より幅広い年齢層に関心を持たれるような工夫が求められる。
⑦中小企業応援障害者雇用奨励金の支給	施策の目標を下回っている。特定短時間で雇入れを行った場合でも、申請が可能となったが、申請件数が伸び悩んだ。
	奨励金のより効果的な周知広報が課題である。

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞（案）

個別の人権課題への対応は進んでいると認められるが、目標及び課題等を適宜見直し、特に目標を下回っている施策については、実効性のある施策となるよう努められたい。

各局等において、インターネットによる人権侵害、外国人、部落差別、性的少数者等の各人権課題に対する県民等への理解の促進などを始めたとした各種施策を順調に実施している。また、インターネットモニタリングの実施や、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進、ファミリーシップ宣誓制度の運用など、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に規定する個別課題にも着実に取り組んでいる。

さらに、インターネットの誹謗中傷に関しては、大規模プラットフォーム事業者との対話と通じて、誹謗中傷等の抑止に努めるなど、積極的な取組も見受けられ、県民の満足度、理解度が高いものや数値目標を上回っている施策もあることから、一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応が推進されているものと評価できる。

一方、施策の認知度の低いものや数値目標に届かなかったものなど、さらなる推進を求められるものもあった。また、今期目標を達成したものについても、適宜目標・課題等を見直し、引き続き推進されたい。

施策目標３　交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり【交差性】

１　実施状況、評価等

	2025 年度 実施施策数	①目標を上回って 達成した	②目標を達成した	③目標を達成 できなかった
人権課題における 交差性の理解促進	3	0	3	0
当事者・団体間等の 連携・協働の関係づくり	2	0	2	0
交差する人権課題への 対応	3	0	1	2
計	8	0	6	2

	③目標を達成できなかった
交差する人権課題への対応	①人権施策推進本部（再掲）［県民文化局］（P55） ②人権に関する総合的な相談窓口の設置（再掲）［県民文化局］（P55）

２　目標の達成状況

目標を達成できなかったもの

施　策　名	（上段）目標の達成状況/（下段）課題・改善点
①人権施策推進本部	2025 年度新たに、交差する人権課題に関する庁内の連絡会議を開催し、交差性に関する相談対応について情報共有を図ったところであるが、プランの総合的かつ計画的な推進が一部認められなかった。
	交差性による差別や困難さに対応するために、連絡会議を活用して交差性につながるような施策を検討していくなど、各関係局が連携し、重層的な取組をする必要がある。
②人権に関する総合的な相談窓口の設置	相談者に対し、概ね一般的な情報提供や助言、専門相談機関等の案内をすることができたが、事例の少ない分野に係る相談の際に、専門相談窓口の案内に手間取ることがあるなど、相談者に十分に応じられないものが一部あった。また、弁護士相談の利用が少なく、相談窓口の周知が不十分であった。
	事例の少ない分野を始め多様な相談に対応するため、相談員のレベルアップを図るとともに、関係機関と日頃から連携を密にする。また、弁護士相談や性的少数者電話相談の利用をより一層増やすために、関係機関に対して相談窓口の周知徹底を図る。

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞（案）

交差性に対する県民等への理解促進に向けた取組を進めるとともに、当事者・団体間等の連携協力の関係づくりや庁内関係部局との連携に一層努められたい。

「あいち人権推進プラン」の推進に向け、交差性についてのイベントや啓発事業を実施し、アンケート調査の結果が良好であった点は評価できるため、引き続き、様々な交差する人権課題について、具体的な事例等を紹介する等して、交差性による差別や困難さが複雑であり、深刻であることに対する県民等への理解の促進を進める必要がある。

また、人権施策推進本部内に交差する人権課題に関する庁内連絡会議を設置し、庁内関係局との連携を進められたことは評価できるが、当事者・団体間等の連携・協働の関係づくりが一部にとどまっていること、さらに、各局等における関係施策の実施が少ないなど、交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくりの推進について、今後、庁内関係部局と一層の連携を図りつつ、更なる充実が求められる。

愛知県人権尊重の社会づくり条例に規定した４つの人権課題

○インターネットによる人権侵害

	2025年度 実施施策数	①目標を上回って 達成した	②目標を達成した	③目標を達成 できなかった
教育・啓発活動の推進	5	0	5	0
安全なインターネット環境の普及促進	2	0	2	0
モニタリングの推進	1	0	1	0
誹謗中傷等の被害者支援	1	0	1	0
他自治体と連携した取組の推進	1	1	0	0
計	10	1	9	0

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞（案）

インターネット上の誹謗中傷等のない社会を目指し、研修による教育・啓発活動の推進や、安全なインターネット環境の普及促進のための講座の開催など各種施策を着実に実施したものと評価できる。

なお、モニタリングの推進においては、悪質で違法性の高い書き込みが、速やかに削除されるよう、法務局との連携に加え、審議会に設置する専門部会に諮り、大規模プラットフォーム事業者に対して県から直接削除の申し出ができる仕組みを整えられたい。

○外国人

	2025年度 実施施策数	①目標を上回って 達成した	②目標を達成した	③目標を達成 できなかった
多文化共生への理解促進	4	0	4	0
地域日本語教育推進体制づくり	1	0	1	0
在住外国人の活躍促進	3	0	3	0
教育機会の確保とキャリア教育の促進	1	0	1	0
暮らしを支える体制の強化	6	0	6	0
行政・生活情報の多言語化	4	0	4	0
就労対策の推進	2	0	2	0
ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進	2	0	2	0
都市基盤整備の促進	1	0	1	0
計	24	0	24	0

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞（案）

全ての県民が互いの文化背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会を目指し、イベントなどによる多文化共生への理解促進、就労対策の推進、また、暮らしを支える支援体制の強化など各種施策を推進したものと評価できる。

なお、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進においては、ヘイトスピーチの概要の公表を通して広く県民に周知するとともに、あいち人権センター企画展及び人権相談員による人権研修などを通じて、ヘイトスピーチに関する県民の認識を深めることができるよう啓発し、その解消に繋げられたい。

○部落差別

	2025年度 実施施策数	①目標を上回って 達成した	②目標を達成した	③目標を達成 できなかった
部落差別に対する理解の促進	5	0	4	1
学校教育での取組の推進	19	0	19	0
教育・啓発実施主体の連携・協力	6	0	6	0
啓発指導者の育成	2	0	1	1
隣保館活動の充実	1	0	1	0
就職・結婚等における差別の防止	1	0	1	0
インターネットを利用した差別的情報の流布の防止	1	0	1	0
土地差別の解消に向けた取組の推進	1	0	1	0
えせ同和行為排除の推進	2	0	2	0
計	38	0	36	2

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞（案）

部落差別のない社会を目指し、研修による学校教育での取組の推進、また、部落差別に対する理解の促進、就職・結婚等における差別の防止のためのイベントの実施など各種施策を推進したものと評価できる。

引き続き、教育・研修内容及び資材の活用方法等を適宜見直すとともに、関係機関と連携し、教育・啓発活動が一層効果を高めるよう努められたい。

○性的少数者

	2025年度 実施施策数	①目標を上回って 達成した	②目標を達成した	③目標を達成 できなかった
安心して暮らせる環境づくり	3	0	3	0
企業等事業所の取組の推進	1	0	1	0
若者に向けた支援	2	0	2	0
ライフステージごとの対応	1	0	1	0
県の事務事業における配慮	1	0	1	0
計	8	0	8	0

＜愛知県人権施策推進審議会による評価＞（案）

性的指向及び性自認に関わらず誰もが安心して過ごすことのできる環境づくりに向け、研修や啓発資材の活用による企業等事業所の取組の推進、若者に向けた支援、また、愛知県ファミリーシップ宣誓制度の運用など各種施策を順調に実施したものと認められる。

3　特集・事例紹介

1　あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり＜包括性＞

【推　　進　　施　　策】
①愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等
②人権教育・啓発の推進
③相談・支援体制等の充実
④幅広い意見の把握
⑤市町村に対する働きかけ

①愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等

人権条例・基本計画普及啓発事業

条例及び基本計画の内容について、県民の理解をより一層深め、条例の実効性を高めることを目的として、条例及び基本計画の内容を踏まえ、人権課題をテーマとした講演会及び人権について考えるためのワークショップを開催

〇講演会
・開催日：2025 年10月18日（土）
・テーマ：LGBTQ+／SOGI の現状と課題～レズビアンである私の体験から～
・講　師：東　小雪氏（公認心理師／LGBT アクティビスト／元タカラジェンヌ）
・参加者：35 名

〇ワークショップ
・当事者や支援者として、人権課題に積極的に取り組んでいる方から、人権に関わる各テーマについての現状や活動内容等の発表
・各会場で設定したテーマを始めとした様々な人権課題について考え、全ての人の人権が尊重される社会づくりへのアイデア出し

第1回　開催日：2025 年 11 月 23 日（日・祝）
　　テーマ：部落差別と若者／子ども
　　参加者：40 名
第2回　開催日：2025 年 12 月 21 日（日）
　　テーマ：外国人とまちづくり／障害児
　　参加者：35 名

＜参加者の声＞
・県の条例や基本計画についての知識が深まった。
・当事者の方からの貴重なお話しが聞けて有意義な時間だった。
・いろいろな人の意見が知れて良かった。

②人権教育・啓発の推進

「あいち人権センター」の運営

人権教育及び啓発の拠点として、企画展の開催や啓発資料の配布・貸出、人権研修等を実施
〇図書・ビデオ・DVDの閲覧・貸出
〇資料の収集・閲覧、人権啓発パネルの常設展示の実施
〇企画展等の実施　企画展：15 回（部落差別を始め様々な人権課題をテーマに開催）
　　講演会：2回（「ハンセン病」、「旧優生保護法」）
〇あいち人権情報の発行：1回、16,000 部
〇県機関、市町村、企業等の行う人権研修に職員を派遣
〇人権に関する総合的な相談窓口の運営



啓発活動

メディアによる啓発や、スポーツ組織と連携した啓発活動等の実施
〇交通広告（JR・名鉄）、特設サイト
〇Bリーグと連携した啓発活動：人権スポーツ教室（シーホース三河）
〇Jリーグと連携した啓発活動：スタジアムにおける啓発活動（名古屋グランパス）
〇ボッチャ体験教室







人権を考える企業者のつどい

人権の問題に関する正しい知識と理解を深めるため、産業界の役職員等を対象に講演会を実施

〇開催日:2025 年 10 月 29 日(水)
〇内　容:多様な人材と共生する企業へ　～「ビジネスと人権」の取り組みを踏まえて～
〇講　師:古谷由紀子氏(一般社団法人 CSO ネットワーク　顧問)
〇参加者:83 名



＜参加者の声＞

・難しい内容を具体例を交えて説明いただき大変理解が深まった。
・人権に関する企業の責任が理解できた。
・場所、会場、日時とも支障なく参加しやすいセミナーだった。毎年の開催を楽しみにしている。

③相談・支援体制等の充実

人権に関する総合的な相談窓口の運営

人権相談員が一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うとともに、法的な解釈や助言が必要と考えられる場合に、本人の意思を確認し、弁護士による法律相談を実施。また、性的少数者の当事者の方や、その周りの方々が相談できる専門窓口として「愛知県にじいろ電話相談」を実施

〇一　般　相　談:月曜日～金曜日　9:00～17:00
〇法　律　相　談:弁護士による法律相談　月1回(1人 30 分、定員2名)
〇性的少数者電話相談:毎月第3月曜日　3時間

(2025 年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	計
一 般 相 談	18	21	17	31	17	21	15	19	16	9	14	18	216
法 律 相 談	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
性的少数者相談	1	0	1	1	1	1	1	1	1	5	1	0	14
計	20	22	18	32	18	22	16	20	17	14	16	18	233

④幅広い意見の把握

「愛知県人権施策推進審議会」の開催

人権施策の推進に関する重要事項についての調査、審議の実施や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する概要の公表など、人権施策の推進に関する重要事項を調査審議

〇人権施策推進審議会(2回)
〇本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進部会(3回)

⑤市町村に対する働きかけ

人権啓発活動地方委託事業の実施

法務省地域人権活動活性化事業を市町村に再委託し、各市町村において人権をテーマとした講演会や映画の上映会、学校・保育所での人権教室の開催、街頭啓発や人権の花運動などの人権啓発事業の実施を推進

2025年度人権啓発活動地方委託事業・市町村実施状況

	講演会・シンポジウム	演劇会・映画会	人権教室	街頭啓発	人権の花運動※
豊橋市	○		○	○	○
東栄町	○			○	○
清須市	○		○	○	
蟹江町		○			○
豊田市			○	○	
みよし市	○	○	○	○	
犬山市	○			○	○
岡崎市	○			○	○
大府市	○			○	○

※人権の花運動
小学生を対象とした人権啓発運動。配布された花の種子、球根などを、児童が協力しながら育成することを通して、協力、感謝することの大切さを学ぶとともに、情操を豊かにし、やさしい思いやりの心を体得させ人権思想をはぐくむことを目的としたもの。育てた花を父母や、老人ホームに贈ったり、写生会、鑑賞会を開催するなど、機をとらえて広く人権思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つである。

市町村人権啓発主管課長会議の開催

県内市町村の一層の連携と情報交換を目的として開催。会議の中で既に行動計画の策定や人権条例の制定をしている先行自治体の事例報告を行ったほか、県の性の多様性に関する取組の説明及び性的少数者の人権についての講演を行うなど、市町村における人権施策の推進の働きかけを実施

○開催日：2025 年5月 16 日(金)
○テーマ：愛知県の人権施策について
　　市町村における人権に関する計画等の策定について　等
○参加者：市町村人権啓発主管課長
○講演会：「多文化共生社会の実現に向けて」
　　近藤　敦氏(名城大学　教授)

2　一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

【推　進　施　策】

①インターネットによる人権侵害
②外国人
③部落差別
④性的少数者
⑤子ども
⑥女性
⑦高齢者
⑧障害者
⑨感染症患者等
⑩犯罪被害者等
⑪ホームレス
⑫様々な人権課題への対応

①インターネットによる人権侵害

インターネットモニタリングの実施

インターネット上の誹謗中傷等についてモニタリングを実施するとともに、差別を助長する悪質で違法性の高い書き込みについては、国の人権擁護機関である名古屋法務局への削除要請を実施。また、サイト管理者等への削除申請の相談等があった場合に、受託事業者や人権相談員における助言等を実施

〇対 象 分 野：部落差別、外国人、障害者、性的少数者、感染症
〇対 象 サイト：匿名投稿が可能で、利用者・閲覧者が多いサイト
〇実 施 方 法：対象分野ごとにキーワード検索を実施し、誹謗中傷や差別を助長する書き込み等の抽出

（2025年度）

分　野	報 告 件 数	削除要請件数	削除された件数(※)	証拠保管件数
部 落 差 別	55	19	13	0
外　国　人	192	26	17	0
障　害　者	35	0	0	1
性的少数者	9	0	0	0
感染症	6	0	0	0
合　計	297	45	30	1

※2026年3月末現在、人権推進課において確認できた件数

企画展の開催

啓発パネル・ポスターの展示、啓発資料の配布、DVD上映
〇開催期間：2025年9月8日（月）～26日（金）
〇テ　ー　マ：「部落差別に関する問題の正しい理解／インターネット上の誹謗中傷」

情報モラル教育の実施

小・中学校、高等学校、特別支援学校の中堅教諭資質向上研修（前期）の教諭・養護教諭・栄養教諭を対象に、人権の問題に関する正しい認識と理解を深めることを目的として、eラーニングでの研修を実施

〇開催日：2025 年8月 19 日（火）～2025年1月 9 日（金）

〇講　師：　長谷川 元洋氏（金城学院大学　教授）

〇テーマ：（動画時間 44 分）

情報モラル教育においても「資質・能力」の育成を目指す理由

学習指導要領における情報モラル教育の取り扱い

学校が組織的に情報モラル教育に取り組むために必要なこと

考える学習活動により、資質・能力を育成する情報モラル教育の事例

〇参加者：約 1,000 名

＜参加者の声＞

・児童生徒一人一人の人間の尊厳を起点に、オンライン上でも他者の権利を侵害しない態度を育成する視点が明確で、実践に生かせると感じた。

・いじめ・ハラスメントの未然防止を情報モラル教育に位置づけ、犯人捜しをしない問題解決型の対話を重視する視点が、人権教育として有効であった。

・家庭・地域・学校の連携を通じ、子どものオンラインにおける権利（安全・プライバシー・参加）を守る仕組みづくりの重要性を再確認した。

②外国人

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要の公表

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する表現活動の概要の公表等

（2025年度）

申出件数			12件[11件]
審議会において調査審議	本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現行為に該当	公表	1件[1件]
		非公表	0件
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現行為に非該当		8件[7件]
審議会の意見を聴くことなく判断			0件

[ ]内は案件数（同一案件に複数の申出が提出された場合は1件とする。）

企画展の開催

啓発パネル・ポスターの展示、啓発資料の配布、DVD上映

〇開催期間：2025年 11 月6日（木）～27 日（木）

〇テ ー マ：「外国人の人権」





「多文化共生フォーラムあいち 2025」の開催

国籍や民族などのちがいにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会をめざし、幅広い観点から多文化共生社会の形成に向けて考え、全ての人が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加する環境づくりを推進するため、「多文化共生フォーラムあいち 2025」を開催

〇開催日：2025年 11 月24 日（月・祝）

〇講　演

・テーマ：「見た目ではわからない様々なルーツとポジション」

・講　師：ヴィトル氏（タレント）

〇トークセッション

・テーマ：「外国人と日本人がともに育む未来」

・コーディネーター：浦野莉恵氏（フリーアナウンサー）

・パネラー：ヴィトル氏（タレント）

川野オチラ氏（半田市多文化キーパーソン）

ロドリゲスルカス・ブレンダ夫妻（ブラジルコミュニティインフルエンサー）

〇参加者：98 名

＜参加者の声＞

・外国人の方と交流する機会が少なく、多文化共生について漠然としたイメージしか持っていませんでしたが、参加して理解を深められた気がする。

・外国人をよくみかけますが、これからは進んで声をかけていきたいと思った。

・ヴィトルさんの経験をふまえた明確なお話は、心の氷を溶かしてくれるようだった。

留学生地域定着・活躍促進の実施

日本での就職を希望する外国人留学生が卒業後、この地域で活躍していただけるよう、留学生と県内企業の相互理解の促進に取り組む事業を実施した。



〇留学生インターンシップの実施

開催時期：2025 年 8 月～9 月

参加留学生数・企業数：97 名・30 社

〇留学生地域定着促進イベント

「あいち外国人留学生フェスタ 2026」の開催

開催日：2026 年 3 月 14 日（土）

会　場：ウインクあいち

参加者：285 名

内　容：①留学生を積極的に採用したい県内企業（34 社）による会社説明会

②留学生支援・生活・観光等に関する情報発信

③日本文化（書道・茶道）体験

④日本における就職活動の知識やビジネスマナーを学べるセミナー

③部落差別

企画展の開催

啓発パネル・ポスターの展示、啓発資料の配布、DVD上映
〇開催期間：2025年9月8日（月）～26日（金）
〇テ　ー　マ：「部落差別に関する問題の正しい理解／インターネット上の誹謗中傷」





公正採用選考の実施

９月を「正式な採用選考啓発強化月間」と定め、愛知労働局との共催により、人権を尊重した公正な採用選考の実施を広く県民に啓発

〇啓発ポスターの掲示
期間：2025 年 9 月 1 日（月）から 9 月 30 日（火）まで
場所：県内公共職業安定所（ハローワーク）、愛知県県民相談・情報センター、愛知人権センター、愛知県庁本庁舎１階及び西庁舎１階

〇企業向け啓発冊子「人権を尊重した採用選考」（令和 7 年度版）の配付
事業主に対して人権問題全般に関する正しい知識に基づく公正な採用選考への理解と協力を得るために作成した啓発冊子を配付
場所：県内公共職業安定所（ハローワーク）、愛知県民相談・情報センター、県民相談室、あいち人権センター、あいち労働総合支援フロア、県民事務所産業労働課等
※県就業促進課 web ページに掲載するほか、県人権推進課所管行事においても適宜配布



あいち人権センター



県民相談・情報センター

人権教育指導者研修の実施

2024年3月に策定された「あいち人権推進プラン」に基づき、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、本県の社会教育における人権教育施策について総合的に協議する人権教育推進委員会を設置するとともに、実践的な調査研究や人権教育の指導に当たる者の研修を実施

〇テーマ

「様々な人権課題と県の人権施策」

「部落差別を知り、社会を問い直す人権教育」

〇参加者

市町村教育委員会関係者、小中義務教育学校関係者（指導的立場にある職員）、社会教育関係者、PTA関係者

～人権教育指導者研修会～

人権に関する問題、特に、国民的課題である部落差別に関する問題を中心に、県内住民の正しい理解と認識を深めるとともに、差別意識の解消を目指して、その指導に当たる者の研修を行い、資質の向上と指導力の向上を図る。

～中央研修会～

愛知県教育委員会あいちの学び推進課が主体となり、県内4会場（尾張地区2回・三河地区2回）において、研修を実施

～地区研修会～

各教育事務所・支所が主体となり、県内10会場（尾張3回・海部2回・知多1回・西三河2回・東三河1回・東三河新城設楽1回）において、研修を実施

＜参加者の声＞

・人権感覚を身につけるためにまずは、『知識的側面』『技能的側面』を子どもたちが高めていくための授業実践を深く知ることができるとよかったです。
・部落差別問題の話は、大変興味深く聞くことができました。
・あいち人権推進プランの施策で、特定の職業の人に対して研修を行ったり、情報を周知していることを知ることができて良かったです。
・同和問題など言葉は知っているものの今まであまり触れることがなかった話を聞くことができて勉強になりました。
・自分が住んでいるところは対象でないと思い、自分には関係ないと思いがちでしたが、誰もが対象となりえる問題で、現在そこに住まいがあるからとか、出身だからという意識をもつことの無意味さを感じました。
・さまざまな視点から人権教育について学ばせていただき、とても勉強になりました。今後の教育活動に活かしていきたいと思います。
・大変わかりやすい講義でした。ありがとうございました。



④性的少数者

企画展の開催

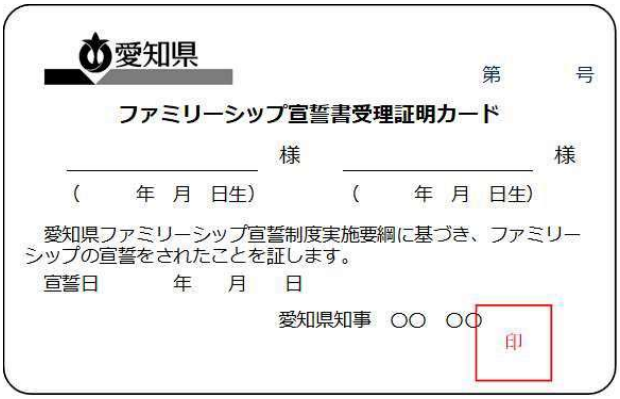
啓発パネル・ポスターの展示、啓発資料の配布、DVD上映
〇開催期間：2025年12月22日（月）～2026年1月9日（金）
〇テ　ー　マ：「性の多様性を考える／旧優生保護法について」

「性の多様性に係る庁内連絡会議」の開催

「性の多様性に係る庁内連絡会議」を開催し、県の事務事業における性的指向及び性自認の多様性への配慮に関する具体的な取組内容について資料配布、職員研修を実施
〇性の多様性に関する職員研修会の開催
日　時：2025 年 10 月 14 日（火）
内　容：性の多様性に関する職員ハンドブックについて、愛知県ファミリーシップ宣誓制度について、性の多様性について
講　師：人権推進課職員、特定非営利活動法人 ASTA

ファミリーシップ宣誓制度の運営

様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者等が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度
〇2025 年度宣誓件数　32 組
～制度の特徴～
・対象者は、パートナー（同性・異性を問わない）及びその子を始めとした近親者（三親等内）
・宣誓方法は、対面での宣誓に加え、オンライン宣誓も可能
・宣誓者には、A4 サイズ及びカード型の受理証明書を発行
・安心して宣誓いただけるよう、事前調整の上、宣誓場所は個室等で対応
※本制度は、県が要綱に基づき独自に実施するもので、法律婚と異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではない。


愛知県

第　　号

ファミリーシップ宣誓書受理証明カード

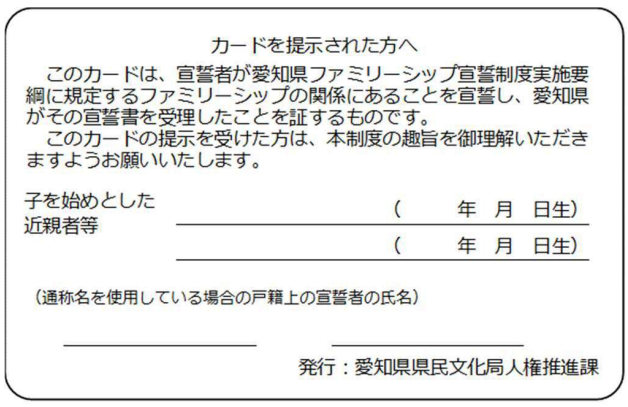
様　　様

（　　年　月　日生）　（　　年　月　日生）

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日　　年　月　日

愛知県知事　〇〇　〇〇　印


カードを提示された方へ

このカードは、宣誓者が愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップの関係にあることを宣誓し、愛知県がその宣誓書を受理したことを証するものです。

このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。

子を始めとした近親者等　（　　年　月　日生）

（　　年　月　日生）

（通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名）

発行：愛知県県民文化局人権推進課

愛知県ファミリーシップ宣誓制度普及啓発事業企業研修会

「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」について、企業経営者や人事担当者を対象に、理解を深めるための研修会を開催

〇開催日：2025年9月19日(金)、11月14日(金)、2026年1月23日(金)
〇内　容：ファミリーシップ宣誓制度を活用した誰もが過ごしやすい職場環境づくり
〇講　師：市川 武史氏(on the Ground Project 代表/株式会社エニシア 代表取締役)
　　古田 真由美氏(豊田合成株式会社 人事部労政室)
　　加藤 聡人氏(加藤精工株式会社 代表取締役)
〇参加者：33人

＜参加者の声＞

・分かりやすく当社の社員にも受講してほしいと思うくらいでした。
・さまざまな角度から実施された3回の研修は、いずれも大変有意義で、とてもよかったと感じています。社内においても、このような研修を実施することで、多くの方の意識が変わっていくのではないかと感じました。
・先進的に取り組む企業の具体的なお話が聞けて大変参考になりました。



愛知県ファミリーシップ宣誓制度普及啓発事業シンポジウム

「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」について、理解を深めるためのシンポジウムを開催

〇開催日：2026年2月13日(金)
〇内　容：性の多様性を尊重する職場づくり　愛知県ファミリーシップ宣誓制度をきっかけに
〇講　師：風間 孝氏(中京大学 教養教育研究院 教授)
　　永田 龍太郎氏(合同会社 NOMB 代表/株式会社ダリア 取締役)
〇参加者：56名

＜参加者の声＞

・制度づくり、風土形成の大切さをあらためて感じました。このことは、性の多様性に限らないと思います。知識、経験、事例を多く学び、多様な人材と普通に仕事ができる風土を文化にできると望ましいと感じました。
・自分の周りではなかなか触れることのないテーマであったが、講師の方のお話にあった、「いないのではなく見えていない」ということが非常に印象に残りました。



⑤子ども

虐待防止啓発事業

児童虐待防止について周知啓発及び理解促進を目的として、啓発リーフレットの配布や啓発活動を行うとともに、児童虐待対策セミナーを実施。

〇啓発リーフレットの配布

・内容：相談窓口に繋がる二次元コード等を記載した児童虐待防止啓発パンフレットの配布

・対象：県内（名古屋市を除く）の新小学1年生及びその保護者

・配布時期：入学前説明会（令和8年2月頃）等

〇啓発活動の実施

・内容：啓発リーフレットの内容を掲載した Web ページを制作し、LINE や Instagram 等で広告を実施。また、各所でポスターや看板等の設置、広報等への掲載、人権啓発企画への出展等を実施した。

・対象：一般県民

・実施時期：オレンジリボン、児童虐待防止推進キャンペーン期間（11 月）

〇児童虐待対策セミナー（Web 開催）の実施

第1回　開催日：2025 年7月24日（木）～8月8日（金）（視聴期間）
テーマ：支援ニーズの不明確な当事者へのアプローチ
講　師：長沼葉月（東京都立大学　人文社会学部　教授）
参加者：439 人（受講申込者数）

第2回　開催日：2025 年 11 月 20 日（木）～12 月 5 日（金）（視聴期間）
テーマ：児童虐待と少年非行
講　師：星野智生（一般社団法人愛知PFS協会　代表理事）
参加者：279 人（受講申込者）

24 時間いじめ電話相談

電話相談員が、いじめをはじめとする子どもの SOS を受け止め相談に乗るとともに、いじめ被害にあっている子どもの保護者からの相談に対して、助言や対応策の提示等を実施

〇実施日：毎日　10:00～22:00　教育相談こころの電話
22:00～10:00　夜間電話相談

〇対　象：夜間は、いじめの問題や交友関係のトラブル、心配な友達の存在などについて悩んでいる児童生徒や保護者等に限る

〇教育相談こころの電話

相談体制：ボランティア相談員が平日2～4名、休日 2 名で対応
どの時間帯にも常任相談員が 1 名常駐

〇夜間電話相談

相談体制：臨床心理士等の有資格者の相談員が 1 名で対応

相談状況（2025年度）　単位：件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	計
846	712	752	753	810	945	831	764	714	759	790	911	9587

⑥女性

2025 はがき1枚からの男女共同参画

2005年度から、広く県民の皆様に男女共同参画について考え、理解を深めるため、男女共同参画月間（10月）推進事業として、「男女共同参画」を絵と文字で表現したはがきを募集し、入選者への表彰。2025年度は、引き続き、特に家事の役割分担について考えることを目的に、入選作品の中から「家事チームプレー賞」を選定

〇テーマ：「わたしが暮らすなら、こんなジェンダー平等の社会」
〇応募数：484 点（うち、最優秀作品5点、優秀作品5点）

～2025 年度最優秀作品～



福田（ふくた）　栞梨（しおり）さん
（大府市立共和西小学校４年）



長谷川（はせがわ）　風奏（ふうか）さん
（豊山町立新栄小学校６年）



大内（おおうち）　来未（くるみ）さん
（新城市立鳳来中学校３年）
家事チームプレー賞作品



柴山（しばやま）　愛徠（あいら）さん
（名古屋市立工芸高等学校１年）



林（はやし）　愛月（あづき）さん
（名古屋造形大学１年）

企画展の開催

男女共同参画に関するパネル等の展示、はがき1枚からの男女共同参画入賞作品の展示
〇開催期間：2026年2月3日（火）～2026年2月25日（水）
〇テ　ー　マ：「女性の人権」





⑦高齢者

あいちオレンジタウンの推進

2024 年 3 月に策定した「あいちオレンジタウン推進計画」において、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気として、一人一人が認知症を正しく理解し、認知症の人を含めた誰もが住み慣れた地域で、支え合いながら共に暮らす地域づくりに「じぶんごと」として取り組んでいく社会を実現するため、認知症に関する県民の理解促進を図る「認知症県民フォーラム」を開催



〇開催日：2025年10月12日（日）

〇テーマ

認知症をもっと知ろう！

～ともに支え合い、つながる社会へ～

・愛知県認知症希望大使（※1）と MC によるトークショー

・あいち認知症パートナー企業（※2）の取組発表

発表者：株式会社きずなホールディングス（家族葬のファミーユ）

・タレントにしおかすみこさんと MC によるトークショー

『認知症をもっと知ろう！～ともに支え合い、つながる社会へ～』

〇参加者

会場参加：293 名

動画視聴：450 名

※1 愛知県認知症希望大使

認知症の方御本人が、自らの体験や将来の希望などを語ることで、多くの方々を元気づけ、認知症に対する理解を広めていただくため、愛知県では、2024 年 4 月 1 日に、2 名の認知症の方御本人（近藤葉子氏、土赤伸生氏）を愛知県認知症希望大使として委嘱し、普及啓発活動に御協力いただいている。

※2 あいち認知症パートナー企業

あいちオレンジタウン推進計画の基本理念である「認知症に理解の深いまちづくり」の実現に「じぶんごと」として取り組み、その取組内容を宣言した企業。2026 年 3 月 10 日現在、 登録企業数 119 社

＜参加者の声＞

・認知症の家族との生活など実体験が聞けて良かった。

・認知症は他人事ではなく、もっと身近な問題だということを改めて気づくことができた。

・認知症に関する身近な話題や、知らなかったサービスが知れた。

⑧障害者

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための体制整備及び支援体制の強化を図り、障害者に対する虐待を防止し、障害者の権利擁護を推進することを目的として、障害者虐待防止法の内容を踏まえて、愛知県障害者権利擁護センターを設置し、関係機関等の連携協力体制の整備、障害者虐待防止と権利擁護のための研修を開催

〇愛知県障害者虐待防止・差別解消実務担当者会議

・開催日：【第1回】2025年5月 26日（月）、【第2回】2026年1月19日（月）
・テーマ：障害者虐待防止、障害者差別解消
・参加者：県内市町村職員（各事業担当者）

〇愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修

～相談窓口職員向け～
・開催日：2025年 12 月 17 日（水）
・参加者：60 名（市町村担当職員、基幹相談支援センター職員等）

～障害福祉サービス事業所等職員向け～
・開催日：2025年6月9日（火）
・参加者：97名（新規入職者等）
・開催日：2025年 12 月3日（水）、2026年1月 15日（木）
・参加者：218名（全職員）
・開催日：2025年 12 月8日（月）、2026年1月 23日（金）
・参加者：200名（虐待防止に係る体制整備担当者等）

～障害のある方の性被害の防止と相談対応の強化～
・開催日：2026年1月19日（月）
・参加者：90名（市町村職員、障害福祉サービス事業所等の職員等）

＜参加者の声＞

・虐待とは我々に関係のない世界と思いがちだが、支援の延長線上に必ず関わってくることであり、日頃の支援で疑問に思う部分を減らしていくことの大切さを知れた。

・適切な身体拘束とは何か、家族への説明や支援を事業所で考えていく必要性を痛感した。

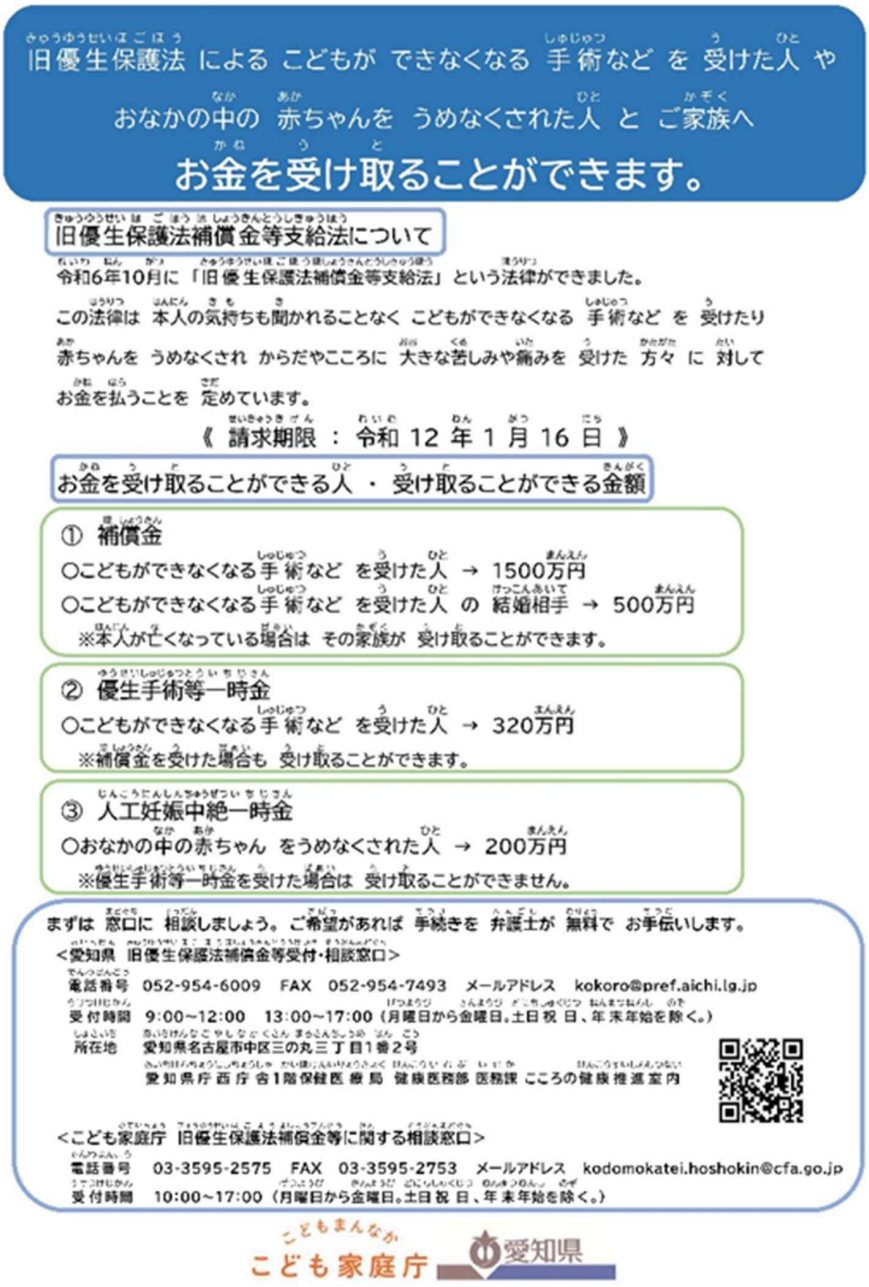
・速やかな通報が最小限の被害で収まることになり、その後の虐待防止に繋がることになるということを改めて感じた。



旧優生保護法保証金等支給事業

〇愛知県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

- 電話番号：０５２－９５４－６００９
- ＦＡＸ：０５２－９５４－７４９３
- メールアドレス：kokoro@pref.aichi.lg.jp
- Ｗｅｂページ：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/yuusei-hoshokin.html
- 受付時間：　９：００～１２：００
  １３：００～１７：００
  （月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）
- 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
- 愛知県庁西庁舎１階保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室内



⑨感染症患者等

ハンセン病問題についての正しい知識普及・啓発事業の実施

県民の皆様がハンセン病問題について正しく理解し、偏見や差別を解消することを目的として、啓発リーフレットの配布とともに、企画展を開催

〇企画展「ハンセン病を正しく理解するために」(パネル展示・講演会)

～パネル展示～

・日時:2025 年 8 月 1 日(金)～9 月 1 日(月)

・内容:ハンセン病啓発用パネルの展示、ハンセン病に関する書籍、
ハンセン病療養所入所者作品展示(陶器)、DVD 上映

・来場者:101 名



～講演会～

・日時:2025 年 8 月 28 日(木)

・内容:DVD 上映「今、伝えたいこと～愛知県出身
ハンセン病療養所入所者の証言記録～」
講演「かけはし～ハンセン病回復者との出会いから～」
講師　小川秀幸　氏(三重テレビ放送　編成局長)

・対象:県民、地域婦人団体、人権擁護委員、民生委員等

・参加者:54 名

＜参加者の声＞

・ハンセン病に対する知識が深まった。自分にできることはなにか考えたい。

・ハンセン病患者のご家族のエピソードを聞き、差別の罪深さについて考えさせられた。

・ハンセン病を知るきっかけとなってよかった。まだ療養所にいる人がいると聞いて驚いた。社会の不安からそんな差別が作られ、大きく人生が変わってしまう人がいることが恐ろしいと思った。

エイズに関する正しい知識の啓発普及

12 月1日の世界エイズデーを中心に展開する「愛知県エイズ予防強化週間」期間中(11 月 29 日から 12 月5日まで)にエイズの正しい知識を普及させることを目的として「つながるレッドリボンフェスタ 2025～知ってほしいHIVとエイズのこと～」を開催。

〇日時:2025 年 11 月 29 日(土)



〇内容:(1)参加型イベント
ネイル体験(参加者 78 名)
ワークショップ
・バルーンアートの作成(参加者 69 名)
・アクアビーズ作品の作成(参加者 75 名)
(2)展示
令和7年度愛知県エイズ予防強化週間ポスター入賞作品展示
エイズ予防啓発パネルの展示
(3)啓発グッズの配布
(4)常滑市キャラクター「トコタン」のグリーティング

⑩犯罪被害者等

犯罪被害者支援事業の実施

犯罪被害等の実態について県民の理解を深めるとともに、社会全体で犯罪の被害に遭われた方やその御家族を支えていくため、「NPO 法人 犯罪被害当事者ネットワーク緒あします」及び「TAV 交通死被害者の会」と連携し、犯罪被害者等支援パネル展を開催



NPO 法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あします



ＴＡＶ交通死被害者の会

⑪ホームレス

ホームレス自立支援の推進

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図るための講演会を開催

〇開催日：2025 年 11 月 29 日（土）

〇テーマ：「孤独に生きる人々を地域で支える」 ～ひとりひとりが自分らしく安心して暮らすために～

多様化する社会の中で、高齢者や障害者等が孤立することなく社会を構成する一員となるために、関係機関による切れ目のない支援が求められている。路上生活者等の生活上で困難な問題を抱える人が、それぞれの地域で人や関係機関等とつながりながら安心して暮らしていける社会の在り方（地域社会）について

〇講　師：鷲野　明美氏（日本福祉大学福祉経営学部教授）

〇参加者：33 名

＜参加者の声＞

・孤独・孤立状態に陥っている方について、まずは自分自身が相手を活かそうと思える存在になることを改めて心掛けたいと思った。

・ホームレスの方が抱える問題や犯罪者支援について学べるよい機会になった。

・以前から犯罪者の高齢化は知っており、実際に現状は切実なのがよく分かった。本人も傷ついており、でも本人が乗り越えられるように支援していくことが必要だと思った。

⑫様々な人権課題への対応

北朝鮮による拉致問題に関する啓発事業

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、県民の関心と認識を深めるため、啓発事業を実施



○拉致問題を考える国民の集い in 愛知の開催

・開催日：2026 年２月 21 日

・参加者：224 名

・内容

拉致被害者等ご家族の訴え

横田　拓也　氏

（北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表

／拉致被害者　横田 めぐみさんの弟）

吉見　美保　氏

（特定失踪者家族有志の会副会長／北朝鮮による

拉致の可能性を排除できない行方不明者　秋田　美輪さんの姉）

・有識者による講演

西岡　力　氏（北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会会長）

・若い世代による意見発表

愛知県立福江高等学校１年生

○拉致問題に関する企画展の開催

・開催日

2025 年 11 月 14 日～12 月 10 日

2025 年 12 月 10 日～12 月 16 日

・内容

拉致問題啓発の写真パネル掲示

拉致問題啓発のポスター掲示

・拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の DVD 上映

・拉致問題に関する各種パンフレットの配布等



ハラスメントに関する知識の普及啓発

ハラスメントに関する法令や指針を記載した啓発冊子を作成・配布するとともに、ハラスメントをテーマとした労働講座を開催。また、カスタマーハラスメント防止に向け、専用 web サイトやマニュアルを作成して周知・啓発を実施

〇労働講座

労働に関する法律・労働管理・労働安全衛生などについての基礎的な知識を提供することにより、安定した労使関係を形成することを目的として、労働講座を県内各所で開催。

・テーマ

「改めて見直すハラスメントの類型とその対応」
（2025 年 12 月 5 日、37 名参加）

「事業者に期待するカスタマーハラスメント防止対策」
（2026 年1月29日、50 名参加）

「現代のハラスメントの予防と対策」（2026 年 2 月 4 日、86 名参加）

・対象

主に中小企業の経営者・管理職・人事労務担当者、労働組合役員、一般勤労者等

＜参加者の声＞

・企業としてどのように対策すべきか考える良い機会になった。
・社員がカスハラによる精神的被害を受けないよう、ルールを明確にしたい。
・今まさにホットな「カスハラ」予防へ県条例と国推進法を引き合いに取り組むべき方針やガイドラインへの見当がついた。

〇カスタマーハラスメント防止対策

社会全体でカスタマーハラスメント（カスハラ）のない社会を実現するため、2025 年 10 月 1 日より「愛知県「愛知県カスタマーハラスメント防止条例」を施行。カスハラ防止対策に取り組む事業者等を支援する専用 web サイト「あいちカスハラ防止対策ナビ」を公開するほか、カスハラ発生時の具体的な対応手順や、防止のための体制整備の方法、業種・業態ごとの具体的な取り組み事例を記載した「カスタマーハラスメント防止対策『各団体共通マニュアル』」を作成。

3　交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり＜交差性＞

【推　進　施　策】
①人権課題における交差性の理解促進
②当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり
③交差する人権課題への対応

①人権課題における交差性の理解促進

人権条例・基本計画普及啓発事業（1①再掲）

条例及び基本計画の内容について、県民の理解をより一層深め、条例の実効性を高めることを目的として、条例及び基本計画の内容を踏まえ、人権課題をテーマとした講演会及び人権について考えるためのワークショップを開催

②当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり

人権ユニバーサルイベント

県民や医療・福祉関係者等に対し、LGBTQ 等性的少数者の方や、単身で高齢期を迎える方が、安心して暮らすための課題について理解を深めるためのセミナーを開催

〇開催日:2026 年 2 月 22 日(日)
〇テーマ:「LGBTQ と高齢期－誰もが安心して年を重ねるために－」
・講　演
永易　至文氏(NPO 法人パープル・ハンズ事務局長・行政書士)
「性的少数者の安心できる「老病死」とは」
・パネルディスカッション
永易　至文氏(NPO 法人パープル・ハンズ事務局長・行政書士)
長谷雄　蓮華氏(大法寺　住職)
井關　敦子氏(岐阜大学医学部看護学科　地域生涯発達看護学講座
母性看護学分野　教授)
「誰もが安心して年を重ねるために～LGBTQ・高齢期・単身世帯から見える課題～」
〇参加者:60 名

＜参加者の声＞
・LGBTQ の課題は、今までテーマとしては若者に対しての視点が多くあり、高齢者の視点で取り上げられることは少なかったと思う。現状の切実な人権課題を理解することができ大変良かった。
・幅広い世代の人々が互いを理解し、生きづらさを解消する社会になってほしいと思った。



③交差する人権課題への対応

人権に関する総合的な相談窓口の運営

人権相談員が一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内を行うとともに、法的な解釈や助言が必要と考えられる場合に、本人の意思を確認し、弁護士による法律相談を実施

また、複雑化・多様化する人権問題に対応していくため、人権相談員のスキルアップに向けた研修を実施

〇人権相談員に対するスキルアップ研修の実施

テーマ：①性の多様性、相談対応について
②インターセクショナリティ、相談対応について

講　師：①安間　優希（特定非営利活動法人 PROUD　LIFE）
②田口　ローレンス吉孝（沖縄大学地域研究所　特別研究員）